

---

プロジェクト	<b>実務対応</b> 権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理
項目	第 110 回実務対応専門委員会及び第 372 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 110 回実務対応専門委員会（2017 年 11 月 2 日開催）及び第 372 回企業会計基準専門委員会（2017 年 11 月 10 日開催）で議論された権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

## コメント対応案 - (質問 1) ストック・オプション会計基準に含まれることに関する質問

### 第 110 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

2. コメント対応案において、コメント 2) への対応案をはじめとして、全般的に、報酬としての性格「も」併せ持つとの記載がされているが、報酬としての性格が弱まったような印象を受けるため、公開草案の記述と同様に、報酬としての性格「を」併せ持つとした方が良いと考える。
3. コメント 4) への対応案の記載について、価値が毀損する可能性があるのは、現金を対価として新株予約権に計上した部分であり、報酬として計上する部分では無いということも明記した方が良いのではないかと考える。
4. コメント 12) への対応案の「何らかの給付」との記載については、会計上の概念ではないと考えるため、カギカッコによる記載は見直した方が良いと考える。
5. コメント 12) への対応案の「何らかの給付」として権利確定条件付き有償新株予約権が付与されているとのことだが、現金と交換に付与されたものについて、給付されたという表現を使用する方が良いか、疑問である。

### 第 372 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

6. コメント対応案において、報酬としての性格「も」併せ持つとの記載がされている一方、文案では報酬としての性格「を」併せ持つとされており、当該相違により意味合いが異なってくると考えられることから、表現を統一した方が良いと考える。

## コメント対応案 - (質問2) 会計処理に関する質問

### 第110回実務対応専門委員会で聞かれた意見

7. コメント 27) への対応案について、「未公開企業において、公正な評価単価を見積れる場合において、本源的価値の採用を認めるべきかどうかという点について対応を図るには」、という記述が分かりにくく、例えば「未公開企業において、公正な評価単価を見積れる場合においても、本源的価値の採用を認める取扱いを変更する場合には」とした方が分かりやすいのではないかと。
8. コメント 27) への対応案について、明確化を求めるコメントが寄せられている状況を踏まえると、実務対応報告の結論の背景等に記載を追加しても良いのではないかと。

## 修文案

### 第110回実務対応専門委員会で聞かれた意見

9. 適用時期に関する修文案の第10項(1)について、
  - ・公開草案から考え方の大きな変更は生じておらず、経過措置も設けられていることから、公表日以後適用する(案1)の方が良いと考える。
  - ・会計処理のばらつきを早期に解消するため、公表日以後適用する(案1)の方が良いと考える。
  - ・経過措置も設けられていることから、公表日以後適用する(案1)の方が良いと考える。また、特定の取引に適用する基準であることから、事業年度の期首からの適用とする必要も無いと考える。
  - ・発行企業によっては、内容の整理、社内の検討等で一定の時間を要することも想定されることや、実務への配慮の観点から(案2)の方が良いと考える。
10. 修文案の第10項(2)の「本項(1)の定めに従い遡及適用する場合」との記載について、「遡及適用する場合」と記載すると、遡及適用しない場合があり得るとの誤解を生じると考える。「遡及適用する場合において」など、表現を改めた方が良いと考える。
11. 修文案の第10項(3)の記載について、経過措置として従来採用していた会計処理を継続することを認めるのではなく、複合金融商品適用指針に従った処理を採用していた場合のみ、当該処理を継続することが出来るとした方が明確と考える。
12. 本実務対応報告の適用対象となる取引について記述した修文案の第15項及び第16

項について、

- ・「概ね次の内容で発行される」という表現のみでは、実務の判断においてばらつきが生じる可能性があるため、類似の取引のうち、明らかに本実務対応報告の範囲に含まれないものを具体的に記述した方が、範囲が明確になるのではないかと考える。
  - ・本実務対応報告の適用範囲について、人により解釈が異なるケースは生じ得るため、実務のばらつきを少なくするためにも、可能な範囲で本実務対応報告の範囲に含まれるものと含まれないものを明示した方が良いと考える。
  - ・具体例を挙げると却って混乱が生じると考えられるため、「概ね」という表現を用いた上で、あとは実態に即して判断するとする、現状の記載で良いと考える。
  - ・本実務対応報告の範囲に含まれるべきか否かは、個々の取引の状況によると考えられ、基準に具体的な例を書きこむのは困難と考える。
13. 修正案の第 25 項に記載されている、権利確定条件付き有償新株予約権が従業員等から受ける労働や業務執行等のサービスの対価として用いられていないことを立証できる場合について、具体的に想定される事例があれば、教えていただきたい。

#### **第 372 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

14. 修正案の第 10 項(1)の適用時期については、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引を実施する企業においては、取引の検討開始時点から実際の取引を実施するまでに一定の準備期間が必要なことを踏まえると、公表日以後適用するとする取扱いは企業の予見可能性を損なうことにつながるため、(案 2)の方が望ましいと考える。

以 上